二　変更に係る指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法　変更しない。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百六十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成二十五年五月二十八日
農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
愛知県豊橋市石巻西川町字吉祥一九の一（次の図に示す部分に限る。）、一九の九七、石巻中山町字諏訪一一の二、一一の五、一二の二から一二の四まで、一三、一三の一、字諏訪山一五の一、一六、一七、一九から二一まで
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字吉祥一九の一（次の図に示す部分に限る。）、一九の九七
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛知県庁及び豊橋市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百六十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成二十五年五月二十八日
農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
栃木県鹿沼市（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源の涵養（かん）
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。
鹿沼市（次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び鹿沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百六十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成二十五年五月二十八日
農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
鹿児島県鹿屋市吾平町麓字松吹六〇七五、六〇八七の一、六〇八七の三から六〇八七の五まで、輝北町上百引字後ヶ谷三二四六の二、三二五一の二、三二五三の二、三二五三の乙、字西堀切原三二五四の三、三二五四の四、三二五六の三、三二五七の二、字中原西三九九七の二、四〇〇一の二、四〇〇二の一、字隠畑四九三五の四、四九四六の二、串良町細山田字大門口八四三の九、八五〇の一三
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県庁及び鹿屋市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百六十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成二十五年五月二十八日
農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
鹿児島県志布志市志布志町志布志一丁目二八〇一の一、二八〇二の二、二八〇三、二八〇四の一、二八〇四の二、志布志町帖字高城三二三七の二、字宇都ノ上三四〇一の二、三四〇二、三四〇二の一、三四〇九の四、三四三六の二、三四三八の二
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県庁及び志布志市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百六十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成二十五年五月二十八日
農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
鹿児島県志布志市志布志町内之倉字下原四〇四、字森山一〇五七の一、一〇五七の八、一〇六〇の二、一〇六〇の四、志布志町帖字中大原三六〇一の二（次の図に示す部分に限る。）、字徳蔵三八五〇、字中原一二三〇二の六
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鹿児島県庁及び志布志市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百六十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成二十五年五月二十八日
農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
鹿児島県曽於市末吉町南之郷字垂門一〇三五一の三
二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鹿児島県庁及び志布志市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百六十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成二十五年五月二十八日
農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
鹿児島県曽於市末吉町南之郷字垂門一〇三五一の三
二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鹿児島県庁及び志布志市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百六十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成二十五年五月二十八日
農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
鹿児島県曽於市末吉町南之郷字垂門一〇三五一の三
二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鹿児島県庁及び志布志市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○観光庁告示第十三号

旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第十二条の十七の規定に基づき、株式会社ジェイティービーサポートプラザ（登録研修機関第三十四号）から代表者の氏名を変更する届出があったので、同法第十二条の二十八第二号の規定により次のとおり公示する。
平成二十五年五月二十八日
観光庁長官　井手　憲文

一　代表者の氏名の変更

変更前	堀　道晴
変更後	石井　和之

二　変更の年月日　平成二十五年四月一日